

令和6年6月1日 現在

みなかみ社協ヘルパーステーション
指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護事業所
重要事項説明書

当事業所は利用者に対して、指定居宅介護、重度訪問介護及び同行援護サービスを提供します。

当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 みなかみ町社会福祉協議会
代表者氏名	会長 林 耕平
所在地	群馬県利根郡みなかみ町月夜野118番地
電話番号	0278-62-0081
設立年月日	平成17年10月3日

2 サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	みなかみ社協ヘルパーステーション
群馬県指定事業所番号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 1012700082
指定年月日	平成18年10月1日 ただし、同行援護は、平成23年10月1日
事業所所在地	群馬県利根郡みなかみ町新巻301番地1
連絡先	電話:0278(64)2366 FAX:0278(64)2318
通常の事業の実施地域	みなかみ町

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	社会福祉法人みなかみ町社会福祉協議会が設置するみなかみ社協ヘルパーステーション(以下「事業所」という。)において実施する居宅介護、重度訪問介護及び同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護等」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護等の提供を確保す
-------	---

	ることを目的とする。
運 営 方 針	<p>1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。</p> <p>2 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。</p> <p>3 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。</p> <p>4 前三項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成18年厚生労働省令第171号)及び群馬県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第96号)その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。</p>

(3) 営業日・営業時間及びサービス提供可能な日と時間帯

営業日 及び 営業時間	月曜日から金曜日までとする。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。 午前8時30分から午後5時30分
サービス提供日 及び サービス提供時間	月曜日から日曜日までとする。ただし、1月1日から1月3日までを除く。 午前7時から午後9時

(4) 事業所の職員体制

職 種	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	管理者は、事業者の職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	常勤職員 1名

サービス提供責任者	<p>①利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画、重度訪問介護計画及び同行援護計画(以下「居宅介護計画等」という。)を作成し、利用者等及びそのご家族にその内容を説明し、その計画書を交付します。</p> <p>②居宅介護計画等の実施状況の把握を行ない、必要に応じて変更を行います。</p> <p>③利用の申込みに係る調整や従業者に対する技術指導等を行います。</p>	常勤職員 5名
従業者	<p>① 居宅介護計画等に基づきサービスを提供します。</p> <p>②サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤職員 0名 非常勤職員 16名

3提供するサービスの内容と料金および利用者負担額について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画等の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた居宅介護計画等を作成し・必要に応じて見直しを行います。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	入浴介助・清拭	衣服着脱、入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	その他	褥瘡(床ずれ)防止等のために体位変換や洗顔、歯磨き等の日常生活を営むために必要な身体介護を行います。
家事援助	調理	利用者の食事の用意を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	その他	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引き出し、預け入れは行いません。
通院等介助		通院等又は官公署並びに相談支援事業所への移動(公的手続き又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る)のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除

	等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)を行います。 ・移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。 ・排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
その他生活等に関する相談や助言をいたします。	

(2)従業者の禁止行為

従業者はサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
 - 利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除、草刈り、植物の水やり等。
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス(大掃除、庭掃除など)
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
 - (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除く)
- ⑧利用者又は家族に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他の迷惑行為

(3)サービスの料金と利用者負担額について

介護給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金(厚生労働大臣の定める基準により算出した額)のうち 9 割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費等の給付を市町村から直接受け取る(代理受領する)場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割又は 2 割の額を事業者にお支払いいただきます。(定率負担または利用者負担額といいます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

また、みなかみ町は、特別地域加算の適用地域となります。下記の料金、加算額等に 15%の金額が加算されることとなります。

さらに介護職員等処遇改善加算(I)が加算されます。

加算額は、月の利用単位に各加算額を加えた額に介護職員等処遇改善加算(I)24.5%の金額が加算されます。

サービスの種類時間等		利用料	自己負担額(1割)
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分を増すごとに+830円	921円に30分を増すごとに+83円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円に30分を増すごとに+830円	921円に30分を増すごとに+83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円に15分を増すごとに+350円	311円に15分を増すごとに+35円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円に30分を増すごとに+690円	345円に30分を増すごとに+69円
乗降介助 通院等	1回	1020円	102円

重 度 訪 問 介 護	1時間未満	1,860 円	186 円
	1時間以上1時間30分未満	2,770 円	277 円
	1時間30分以上2時間未満	3,690 円	369 円
	2時間以上2時間30分未満	4,610 円	461 円
	2時間30分以上3時間未満	5,530 円	553 円
	3時間以上3時間30分未満	6,440 円	644 円
	3時間30分以上4時間未満	7,360 円	736 円
	4時間以上8時間未満	8,210 円に30分増すごとに+850 円	821 円に30分増すごとに+85 円
	8時間以上12時間未満	15050 円に30分増すごとに+850 円	1505 円に30分増すごとに+85 円
	12時間以上16時間未満	21840 円に30分増すごとに+810 円	2184 円に30分増すごとに+81 円
	16時間以上20時間未満	28340 円に30分増すごとに+860 円	2834 円に30分増すごとに+86 円
	20時間以上24時間未満	35200 円に30分増すごとに+800 円	3520 円に30分増すごとに+80 円
同 行 援 護	30分未満	1910 円	191 円
	30分以上1時間未満	3020 円	302 円
	1時間以上1時間30分未満	4360 円	436 円
	1時間30分以上2時間未満	5010 円	501 円
	2時間以上2時間30分未満	5660 円	566 円
	2時間30分以上3時間未満	6320 円	632 円
	3時間以上	6970 円	697 円
	3時間以上30分増すごとに加算	660 円	66 円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000 円	200 円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500 円	150 円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから 24 時間以内に行った場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
緊急時対応加算	1,000 円	100 円	1 回につき (1 月 2 回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提供時間帯名	早 朝	夜 間
時 間 帯	午前 7 時～午前 8 時	午後 6 時～午後 9 時
加 算	25%増し	25%増し

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護計画等に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護計画等の見直しを行います。

※ やむを得ない事情で、かつ利用者の同意のもと、従業者2人で訪問した場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。

※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

(4)その他の料金

・通院乗降介助、重度訪問介護、同行援護の提供と一体として行う福祉有償運送の対価として料金表に基づき徴収するものとします。

・公共交通機関などの交通費のほか、入場料・利用料等が必要な場合、その実費を徴収するものとします。(サービスご利用時にその都度ご負担いただきます)

・利用者の記録や情報の開示に際して必要な複写料などの諸費用は利用者の負担となります。

・キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金をいただきます。

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

- ・ご利用予定日の前日までに申し出があった場合 → 無料
- ・ご利用予定日の前日までに申し出がなかった場合 → 利用者負担相当額

・その他 利用者のお住まいでサービスを提供するために必要となる水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者にご負担いただきます。

5 利用料の請求および支払い方法について

利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月15日までに請求しますので、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

- (ア) 現金支払い
 - (イ) ゆうちょ銀行口座からの自動引き落とし
 - (ウ) 事業所指定口座への振り込み
- お支払いを確認しましたら、領収書を発行します。

6 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 居宅介護計画等の変更等

居宅介護計画等は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

また、サービス利用の変更・追加は、従業者の稼働状況により利用者が希望する時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日時を利用者に提示する等必要な調整をいたします。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由もなく、第三者に漏らしません。

事業所は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者と雇用契約の内容とします。

8緊急時の対応方法について

(1)サービス提供中

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(2)サービス提供時以外

①ご本人、ご家族からの緊急の連絡を受け入れられるようにしています。

②緊急時連絡先

ア. 月曜日から土曜日・祝日	8:30~17:30	0278-64-2366
イ. 月曜日から土曜日・祝日 (1月1日から3日を除く)	7:00~8:30 17:30~21:00	090-8850-7991

* 管理者またはサービス提供責任者が対応します。

9事故発生時の対応方法について

利用者に対する居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処遇について記録します。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

10サービス内容に関する苦情相談窓口

(1)当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	管理者
	苦情解決責任者	管理者
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、祝祭日、12月29日から1月3日までを除く。
	受付時間	午前8時30分から午後5時30分
	電話番号	0278-64-2366
	FAX番号	0278-64-2318

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は群馬県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

みなかみ町役場 町民福祉課	所在地	群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	0278-25-5011
	FAX 番号	0278-62-2291
福祉サービス運営 適正化委員会	所在地	群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター 4階 (福)群馬県社会福祉協議会内
	受付日	月曜日から金曜日
	受付時間	午前8時30分から午後5時15分
	電話番号	027-255-6669(受付専用)
	FAX番号	027-255-6173

11 虐待防止について

利用等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待防止に関する担当者	管理者 河合 英基
-------------	-----------

(2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置

虐待防止対策委員会を設置(令和4年10月1日予定)し、定期的に委員会を開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(3) 虐待防止のための指針を整備しています。

(4) 虐待防止のための研修会の実施

従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しております。

(5) 虐待防止のための通報の義務

サービス提供中に、当該事業所の従業者又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

12 衛生管理等について

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を概ね

6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

13 ハラスメント対策について

(1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境作りを目指します。

(2) 利用者及び家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷

惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

- ①職員に対する身体的暴力
- ②職員に対する精神的暴力
- ③職員に対するセクシャルハラスメント

14 身体拘束の禁止について

身体拘束は利用者の生活の自由を制限することであり、事業者及び介護者は利用者の尊厳と主体性を尊重するとともに、利用者の身体的・精神的弊害を理解し、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束禁止のための措置を講じる。

15 業務継続計画の策定等について

事業所は、感染症や非常災害において、利用者に対する訪問介護事業所の提供を継続的に実施するため非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- ①事業所は、従業者に対し、業務継続的について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

令和 年 月 日

指定居宅介護等の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業所名称:みなかみ社協ヘルパーステーション

管理者名:河合英基

説明者名:サービス提供責任者

印

私は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、障害福祉サービス(居宅介護等)の提供開始及び個人情報について最小限の範囲内で使用することに同意しました。

利用者住所:群馬県利根郡みなかみ町

利用者氏名:

印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

代筆者住所:

代筆者氏名:

印

続柄:

利用者及び家族は、本書面に基づいて事業者から指定居宅介護等の提供及び利用について重要事項の説明を受け、障害福祉サービス(居宅介護等)の提供開始及び個人情報について最小限の範囲内で使用することに同意しました。

利用者ご家族(代表)

住所:

氏名:

印